

## KS 法改正ニュースレター Vol.7

KS 経営労務コンサルタントオフィス: <https://www.ks-keiei.com/>

今回は 2022 年 10 月 1 日から施行される「改正育児・介護休業法」の対応として、健康保険法・厚生年金保険法の「育児休業等期間中の社会保険料免除要件」の改正についてお伝えします。

雇用保険法と同様に、男性の育児休業取得率の向上を目的とした法改正ですので、[KS 法改正ニュースレターVol.5](#)（雇用保険「出生時育児休業（産後パパ育休）」と「育児休業の分割取得」）とあわせてご確認ください。

### 育児休業等期間中の社会保険料免除の取り扱い

＜短期間の育児休業等を取得した場合＞

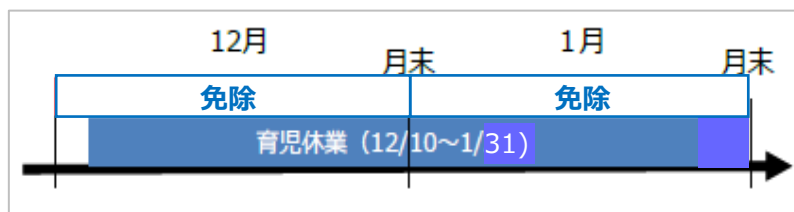
| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 月末時点で育児休業等を取得している場合は短期間であっても免除される。<br>途中で取得して月末の前日に終了した場合は免除されない。 | 月末時点で育児休業等を取得している場合に加え、<br><b>同月内に 14 日以上</b> の育児休業等を取得した場合にも<br><b>保険料が免除される。（注 1・注 2）</b> |
|   |   |

注 1：「育児休業等の日数」は休日を含めます。

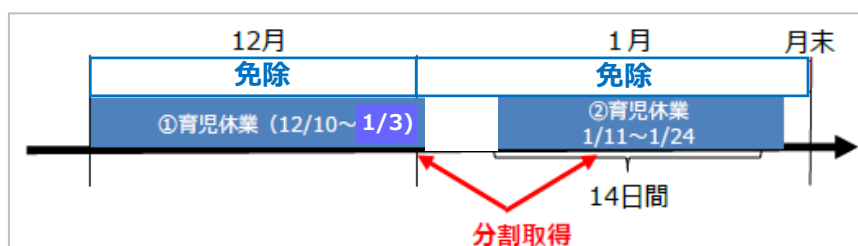
注 2：「14 日以上」の育児休業等を取得した場合の免除は**開始日と終了予定日の翌日が同一月に属する**育児休業等についてのみ適用されます。

「前月以前から取得している育児休業等」の最終月の保険料は以下の場合にのみ免除となります。

・その月の末日が育児休業等期間中である。

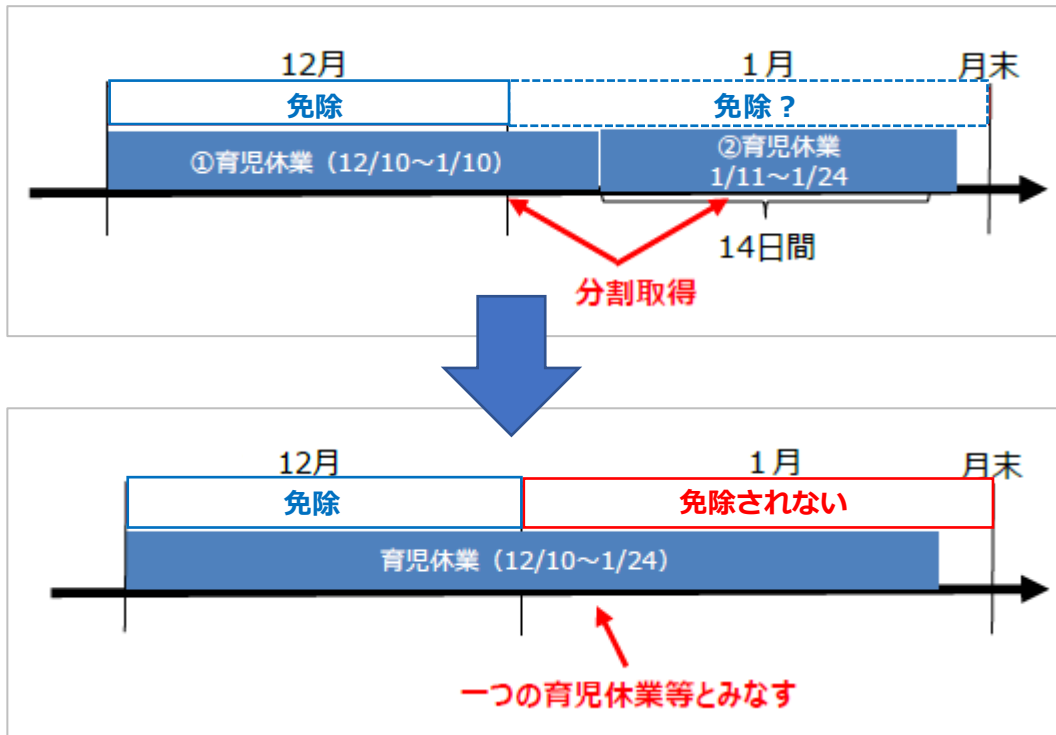


・その月の月中に当該育児休業等とは連続しない、14 日以上を別途取得している。



<連続した2つの育児休業等を取得した場合>

連続する育児休業等を2つに分割して取得した場合、1つの育児休業等とみなすため、月末日が育児休業等期間中でない月については、保険料は免除されません。



<賞与支給月に育児休業等を取得している場合>

| 改正前  | 改正後                                   |
|--|---------------------------------------|
| 月末時点で育児休業等を取得している場合は、短期間であっても当月の賞与に係る保険料が免除される | 育児休業等の期間が暦日で1か月超の場合に限り、賞与に係る保険料が免除される |

↓ 詳細は以下のサイトに掲載されています。

日本年金機構 育児休業等期間中の社会保険料免除要件の見直しの概要

<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetu/cooperator/nenkiniin/7.files/siryou05.pdf>

厚生労働省 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による健康保険法等の改正内容の一部に関するQ&Aの送付について（令和4年3月31日事務連絡）」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220413S0010.pdf>

気になる点がございましたら、是非お気軽にお問い合わせください。